事　務　連　絡
令和３年１月１３日

特定健康診査・特定保健指導実施医療機関　各位

一般社団法人京都府医師会
特定健診担当理事　畑　雅之

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた特定健康診査・特定保健指導(京都市、被用者保険被扶養者)における対応について

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)第 32 条第１項に基づき、令和３年１月 13 日から京都府においても再度、緊急事態宣言の対象とされたところです。

当該緊急事態宣言を踏まえ、令和３年３月末日まで実施が予定されております京都市、被用者保険被扶養者の特定健康診査・特定保健指導につきまして、令和２年５月 26 日厚生労働省保険局　医療介護連携政策課からの通知文書「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等に おける対応について」の第３項　「緊急事態宣言が再度行われた場合の対象地域における各種健診等の実施について」(下記参照)に基づき、京都市、被用者保険の代表保険者と調整を行い、緊急事態宣言中においても引き続き特定健康診査・特定保健指導の実施を行う事とさせていただきました。

実施に際しましては、体調不良者の事前把握や感染防止対策を徹底いただいた上でまた、各機関の実態に応じて、実施を行っていただきますようお願い申し上げます。

第３ 緊急事態宣言が再度行われた場合の対象地域における各種健診等の実施について

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和２年５月 25 日変更。新型 コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「再度、感染の拡大が認められた場合には、速やかに強い感染拡大防止対策等を講じる」こととされているところ、仮に 今後、再度、緊急事態宣言が行われた場合には、当該緊急事態宣言の対象地域における各種健診等の実施に当たっては、以下のとおりとすること。

１ 健康増進法に基づく健康診査等の各種健診・保健指導等（以下１において「各種 健診・保健指導等」という。）の実施について 各種健診・保健指導等の実施については以下のとおりとすること。

ア 緊急事態宣言の対象地域における各種健診・保健指導等であって、

① 集団で実施するものについては、緊急事態宣言の期間において、原則として実施を延期すること。

② 個別で実施するものについては、各自治体において、その実施時期や実施 方法、実施の必要性や緊急性等を踏まえ、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施するかどうか判断すること。

イ 延期等により、各種健診・保健指導等を受診できない者には、別に各種健診・ 保健指導等を受ける機会を設けること。

京都府医師会地域医療２課　特定健診サービス部 TEL：075-354-6118　FAX：075-354-6098